

# 「定款」等の一部改正新旧対照表

## 目 次

	( ページ )
1 . 定款の一部改正新旧対照表.....	1
2 . 清算・決済規程の一部改正新旧対照表.....	3
3 . 清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表.....	4
4 . 委託保証金の代用有価証券からの除外についての一部改正新旧対照表.....	6

## 定款の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(本所の市場における有価証券の売買等の態様) 第7条の2 清算資格(株式会社日本証券クリアリング機構(以下「クリアリング機構」という。)の業務方法書に規定する現物清算資格をいう。以下同じ。)を有する会員は、本所の市場における有価証券の売買については、自らの名においてこれを行うものとする。</p>	<p>(本所の市場における有価証券の売買等の態様) 第7条の2 清算資格(株式会社日本証券クリアリング機構(以下「クリアリング機構」という。)の業務方法書に規定する清算資格をいう。以下同じ。)を有する会員は、本所の市場における有価証券の売買については、自らの名においてこれを行うものとする。</p>
<p>(清算受託契約の締結) 第37条の3 非清算参加者は、本所の市場における有価証券の売買に係る有価証券等清算取次ぎの委託に関し、<u>他社清算参加者(清算資格に係る他社清算資格(クリアリング機構の業務方法書に規定する他社清算資格をいう。以下同じ。))を有する者をいう。以下同じ。)</u>との間でクリアリング機構の業務方法書に規定する清算受託契約を締結しなければならない。</p>	<p>(有価証券の売買に係る清算受託契約の締結) 第37条の3 非清算参加者は、本所の市場における有価証券の売買に係る有価証券等清算取次ぎの委託に関し、他社清算参加者(クリアリング機構の業務方法書に規定する他社清算参加者をいう。以下同じ。)との間でクリアリング機構の業務方法書に規定する清算受託契約を締結しなければならない。</p>
<p>(指定清算参加者の変更の場合の未決済取引の引継ぎ) 第37条の5 (略) 2 前項の規定は、清算参加者(クリアリング機構の清算資格を有する者をいう。)が非清算参加者となる場合において、前条第2項の規定に基づき指定清算参加者の指定をしたときについて準用する。この場合において、「当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく有価証券の売買で未決済のもの」とあるのは「当該非清算参加者となる者の取引で未決済のもの」と、「変更後の指定清算参加者」とあるのは「新たに指定清算参加者として指定された者」と読み替えるものとする。</p>	<p>(指定清算参加者の変更の場合の未決済取引の引継ぎ) 第37条の5 (略) 2 前項の規定は、清算参加者(クリアリング機構の清算資格を有するものをいう。)が非清算参加者となる場合において、前条第2項の規定に基づき指定清算参加者の指定をしたときについて準用する。この場合において、「当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく有価証券の売買で未決済のもの」とあるのは「当該非清算参加者となる者の取引で未決済のもの」と、「変更後の指定清算参加者」とあるのは「新たに指定清算参加者として指定された者」と読み替えるものとする。</p>
<p>(清算資格取得の場合の未決済取引の取扱い) 第37条の8 非清算参加者である会員が新たに清算資格を取得した場合には、当該会員の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引で未決済のものは、当該清算資格を取得したとき以降、当該会員の名における有価証券の売買とする。</p>	<p>(清算資格取得の場合の未決済取引の取扱い) 第37条の8 非清算参加者である会員が新たに清算資格(クリアリング機構の清算資格をいう。)を取得した場合には、当該会員の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引で未決済のものは、当該清算資格を取得したとき以降、当該会員の名における有価証券の売買とする。</p>
<p>(支払不能の会員に対する処置) 第53条 本所は、会員が支払不能となり又は支払不能となるおそれがあると認めるときは、当該会員を審問のうえ、出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により、その事由の消滅するまで、会員権停止の処置を行うことができる。 2 本所は、前項の規定により、会員に対して、会</p>	<p>(支払不能の会員に対する処置) 第53条 本所は、会員が支払不能となり又は支払不能となるおそれがあると認めるときは、当該会員を審問のうえ、出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により、その事由の消滅するまで、会員権停止の処置を行うことができる。 2 本所は、前項の規定により、会員に対して、会</p>

員権の停止を行った場合又は第55条の2の規定により、有価証券の売買の停止の措置（クリアリング機構の業務方法書第29条第5項又は第76条第5項の規定による債務の引受けの停止が行われたことによる措置に限る。）を行った場合には、当該会員の本所の市場における有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引の未決済のものについて、他の正会員への引継ぎその他本所が必要と認める整理を行わせることができる。

- 3 （略）
- 4 （略）
- 5 （略）

（指定清算参加者が清算資格の取消し等を受けた場合における非清算参加者に対する措置）

第57条の2 本所は、非清算参加者である会員に対し、第55条の3の規定により、有価証券等清算取次ぎの委託の停止の措置（クリアリング機構の業務方法書第29条第5項又は第76条第5項の規定による債務の引受けの停止が行われたことによる措置に限る。）を行った場合には、当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれに関する取引で未決済のもの他の取引参加者への引継ぎその他本所が必要と認める整理を行わせることができる。

- 2 （略）

付 則

この改正規定は、平成16年2月2日から施行する。

員権の停止を行った場合又は定款第55条の2の規定により、本所若しくはクリアリング機構の業務方法書に基づき清算資格の取消し若しくは債務の引受けの停止（支払不能等若しくは証券業の廃止等に係る公告を行ったことによる債務の引受けの停止に限る。）の措置を受けたことによる有価証券の売買の停止の措置を行った場合には、当該会員の本所の市場における有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引の未決済のものについて、他の正会員への引継ぎその他本所が必要と認める整理を行わせることができる。

- 3 （略）
- 4 （略）
- 5 （略）

（指定清算参加者が清算資格の取消し等を受けた場合における非清算参加者に対する措置）

第57条の2 本所は、非清算参加者である会員に対し、第55条の3の規定により、当該非清算参加者の指定清算参加者がクリアリング機構の業務方法書に基づき清算資格の取消し又は債務の引受けの停止（支払不能等又は証券業の廃止等に係る公告を行ったことによる債務の引受けの停止に限る。）の措置を受けたことによる有価証券等清算取次ぎの委託の停止の措置を行った場合には、当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれに関する取引で未決済のもの他の取引参加者への引継ぎその他当取引所が必要と認める整理を行わせることができる。

- 2 （略）

清算・決済規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(有価証券債務引受業を行う者の指定等) 第3条 本所は、本所の市場において成立した有価証券の売買に関し、有価証券債務引受業を行わせる証券取引清算機関として、株式会社日本証券クリアリング機構(以下「クリアリング機構」という。)を指定する。</p> <p>(清算参加者の決済) 第4条 本所の市場において成立した有価証券の売買の決済は、クリアリング機構の業務方法書の定めるところにより清算参加者(清算資格(クリアリング機構の業務方法書に規定する現物清算資格をいう。以下同じ。))を有する者をいう。以下同じ。)とクリアリング機構との間で行う。</p> <p>(受渡時限) 第5条 非清算参加者(定款第37条の2に規定する非清算参加者をいう。以下同じ。)は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく有価証券の売買について、クリアリング機構が定める決済時限までの指定清算参加者(当該非清算参加者が定款第37条の4の規定により指定した他社清算参加者(清算資格に係る他社清算資格(クリアリング機構の業務方法書に規定する他社清算資格をいう。以下同じ。))を有する者をいう。)をいう。以下同じ。)が指定する日時までに、引き渡すべき有価証券又は支払うべき金銭を指定清算参加者に交付するものとする。</p>	<p>(有価証券債務引受業等を行う者の指定等) 第3条 本所は、本所の市場において成立した有価証券の売買に関し、有価証券債務引受業等を行わせる証券取引清算機関として、株式会社日本証券クリアリング機構(以下「クリアリング機構」という。)を指定する。</p> <p>(清算参加者の決済) 第4条 本所の市場において成立した有価証券の売買の決済は、クリアリング機構の業務方法書の定めるところにより清算参加者(クリアリング機構の清算資格を有する者をいう。)とクリアリング機構との間で行う。</p> <p>(受渡時限) 第5条 非清算参加者(定款第37条の2に規定する非清算参加者をいう。以下同じ。)は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく有価証券の売買について、クリアリング機構が定める決済時限までの指定清算参加者(当該非清算参加者が定款第37条の4の規定により指定した他社清算参加者(クリアリング機構の業務方法書に規定する他者清算参加者をいう。)をいう。以下同じ。)が指定する日時までに、引き渡すべき有価証券又は支払うべき金銭を指定清算参加者に交付するものとする。</p>
<p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成16年2月2日から施行する。</p>	

清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(引渡有価証券) 第2条 規程第8条に規定する売買の決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券(新株引受権証書、優先出資証券及び優先出資引受権証書を含む。)は、売買単位の券種の株券又は他の券種で各株券の表示する株式数(優先出資の口数を含む。以下同じ。)の合計が売買単位となるように組み合わせたものとする。</p> <p>(2)~(5)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、株券(優先出資証券を含む。以下この項において同じ。)及び受益証券の売買の決済において、指定清算参加者が同意した場合には、非清算参加者は、他の券種の株券又は受益証券を引き渡すことができる。</p>	<p>(引渡有価証券) 第2条 規程第8条に規定する売買の決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券(優先出資証券を含む。)は、売買単位の券種の株券又は他の券種で各株券の表示する株式数(優先出資の口数を含む。以下同じ。)の合計が売買単位となるように組み合わせたものとする。</p>
<p>(売買証拠金の額) 第5条 規程第17条第1項に規定する売買証拠金の額は、クリアリング機構が定める売買証拠金基準値段に100分の10を乗じて算出した額(円位未満の端数金額は、これを1円に切り上げる。)以上の額とする。</p>	<p>(2)~(5) (新設)</p> <p>(売買証拠金の額) 第5条 規程第17条第1項に規定する売買証拠金の額は、株式会社日本証券クリアリング機構が定める売買証拠金基準値段に100分の10を乗じて算出した額(円位未満の端数金額は、これを1円に切り上げる。)以上の額とする。</p>
<p>(非清算参加者の決済の繰延べの取扱い) 第6条 非清算参加者は、株券(株式会社証券保管振替機構(以下「保管振替機構」という。)が保管振替業において取り扱わない株券を除く。)及び転換社債型新株予約権付社債券(業務規程第8条第3項第2号に規定する転換社債型新株予約権付社債券をいう。以下同じ。)(保管振替機構が保管振替業において取り扱わない転換社債型新株予約権付社債券を除く。)の普通取引、立会外分売に係る売買及び立会外取引特例第5条第2号に規定する日に決済を行う立会外取引(それぞれの取引に係る過誤訂正等のための売買を含む。)に係る有価証券の引渡しについて、クリアリング機構が必要と認めて証券決済未了を発生させてはならないと定める日においては、規程第12条に規定する繰延べを行うことができない。</p> <p>2 非清算参加者が前項に規定する取引以外の株券等の売買に係る有価証券の引渡しの繰延べを行った場合における当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から起算して5日目(新株引受権証書については2日目)の日(以下この条において「繰延べに係る有価証券の引渡し期限」という。)までに行うものとする。ただし、当該有価証券の引渡しを繰り延べ</p>	<p>(非清算参加者の決済の繰延べの取扱い) 第6条 非清算参加者は、株券(株式会社証券保管振替機構(以下「保管振替機構」という。)が保管振替業において取り扱わない株券を除く。)及び転換社債型新株予約権付社債券(業務規程第8条第3項第2号に規定する転換社債型新株予約権付社債券をいう。以下同じ。)(保管振替機構が保管振替業において取り扱わない転換社債型新株予約権付社債券を除く。)の普通取引、立会外分売に係る売買及び立会外取引特例第5条第2項に規定する日に決済を行う立会外取引(それぞれの取引に係る過誤訂正等のための売買を含む。)に係る有価証券の引渡しについて、クリアリング機構が必要と認めて証券決済未了を発生させてはならないと定める日においては、規程第12条に規定する繰延べを行うことができない。</p> <p>2 非清算参加者が前項に規定する取引以外の株券等の売買に係る有価証券の引渡しの繰延べを行った場合における当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から起算して5日目(新株引受権証書については2日目)の日(以下この条において「繰延べに係る有価証券の引渡し期限」という。)までに行うものとする。ただし、当該有価証券の引渡しを繰り延べ</p>

た日から繰延べに係る有価証券の引渡し期限までの間に次の各号に掲げる日が到来する場合の当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、指定清算参加者の承諾を受けたときを除き、当該各号に掲げる日の前日（当該各号に掲げる日が休業日に当たるときは2日前の日）までに行わなければならない。

(1)～(5)

付 則

この改正規定は、平成16年2月2日から施行する。

た日から繰延べに係る有価証券の引渡し期限までの間に次の各号に掲げる日が到来する場合の当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、指定クリアリング機構清算参加者の承諾を受けたときを除き、当該各号に掲げる日の前日（当該各号に掲げる日が休業日に当たるときは2日前の日）までに行わなければならない。

(1)～(5)

委託保証金の代用有価証券からの除外についての一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 国内の証券取引所に上場されている株券（優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券及び外国証券含む。）が、その上場されている国内のすべての証券取引所において当該証券取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合は、該当した日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）から、日本証券業協会に登録されている株券（店頭管理銘柄として登録されているものを除く。）が、日本証券業協会により登録を取り消されることとなった場合（国内の証券取引所に上場されることとなる場合を除く。）には、登録を取り消されることとなった日の翌日から、当該株券及び当該株券（当該投資信託受益証券を除く。）の発行者の発行する社債券を、<u>発行日決済取引に係る委託保証金及び信用取引に係る委託保証金の代用有価証券から除外する。</u></p> <p>（削る） （削る）</p> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成16年2月2日から施行する。</p>	<p>1 国内の証券取引所に上場されている株券（優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券及び外国証券含む。）が、その上場されている国内のすべての証券取引所において当該証券取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合は、該当した日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）から、日本証券業協会に登録されている株券（店頭管理銘柄として登録されているものを除く。）が、日本証券業協会により登録を取り消されることとなった場合（国内の証券取引所に上場されることとなる場合を除く。）には、登録を取り消されることとなった日の翌日から、当該株券及び当該株券（当該投資信託受益証券を除く。）の発行者の発行する社債券を、<u>次の各号に掲げる委託保証金の代用有価証券から除外する。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>（1）発行日決済取引に係る委託保証金</u> <u>（2）信用取引に係る委託保証金</u></p> <p>2 （略）</p>